

私文書の評価と課題について

—国立神奈川教育大学設置期成会の活動を実例に—

資料課 山本 順也

はじめに

本稿では私文書について、どのように評価されるべきものかを考察してみたい。ここで扱う私文書とは、個人が所蔵してきた文書群で、所蔵者個人の家に伝来してきた文書や、個人のコレクションとして収集されてきた文書群を指す。これらの中には厳密に言えば文書ではないものも含まれるが、文書の内容を補うものなどもあるため、ひとまとめに文書群として扱うのが一般的である。

公文書館といえば公文書の選別、保管、公開にあたる施設であるが、本稿ではそうした公文書を扱う機関が私文書も同様に保管することについて、積極的にその意義や資料的評価を、実例に即して論述していきたいと思う⁽¹⁾。その理由は、以下の問題関心にある。

- ① 私文書には、公共性は高いのに公的機関などとのやりとりが公文書群にはあらわれにくい内容をもつものもある。それも私文書の一つの性格として確認しておきたい。
- ② 地域住民にとって身近な実例を取り上げることは、当該地域社会にとって公文書と同様に私文書も、その地域住民が積極的に市政・県政にかかわろうとしてきたことの証しとなり、そのことを広く知ってもらいたい。
- ③ 私文書を所蔵・保管する個人においては、くずし字が読めない、あるいは大量にあるため内容を把握しにくいといった理由から、ほとんどの所蔵者はその中身について何も知らないことが多く、ただのゴミ屑に思われてしまうこともある。このことが世代交代を経て、文書が躊躇なく処分されてしまう背景にある。このため私文書の所蔵者に、その内容や資料的意義を認識してもらい、可能な限り個人のもとで保管してもらえようような基盤をつくっておきたい⁽²⁾。

以上3点は、同時に私文書が抱える課題に由来しているといえる。

さて、ここで事例として扱う私文書は『葛野重雄氏旧蔵資料』（資料群ID:9200430049、全1274点）で、全点旧蔵者の故葛野重雄氏一代の文書群である⁽³⁾。同氏は大正10(1921)年に神奈川県師範学校を卒業、戦争末期には横浜市の疎開教育係長および視学として集団疎開を担当、戦後は横浜市立戸塚高校長などを務めた。一方で、昭和40年代末から50年代にかけて、国立神奈川県教育大学設置期成会会長や神奈川県友松会(旧神奈川県師範・女子師範学校および横浜国立大学教育学部の同窓会)会長を務めるなど、神奈川県の教育界において重要なポジションを担ってきた。このため、戦時資料のほか公的な内容をもつものなど、多岐にわたる内容を含んでいる。このうち、本稿では国立神奈川県教育大学設置期成会の活動をみていくこととしたい。同会は昭和46(1971)年から同55年にかけて、教員養成大学として国立神奈川県教育大学の誘致活動を行ってきた。本文書群には故葛野氏が期成会会長として、神奈川県知事、地元選出の国会議員、文部省などと根気強く折衝した経緯がよく伝えられており、その一方で公文書にはそれらがほとんどあらわれないという、私文書の一つの性格をよく示してくれている。

1. 国立神奈川県教育大学設置期成会の発足まで

最初に、国立神奈川県教育大学設置期成会が発足するまでの経緯を、概観しておく⁽⁴⁾。昭和30年代ごろから、神奈川県内の教育関係9団体⁽⁵⁾が、それぞれの立場から県内の急激な人口増加にともない、将来的におもに小学校の教員不足の恐れがあること、また応急処置的な教員の確保は質的な問題にもつながることなどから、より質の高い教員確保対策の必要性を県に訴えていた。これに対し県教委は同36(1961)年に京浜女子大学に依頼し、夜間の聴講生課程を開校した。これは中・高普免をもつ者で、採用選考試験合格者を小学校助教諭として採用したうえで、彼らに小二普免を取得させることが目的であった。同42年には研修教員制度を導入、小学校助教諭らに午前中は彼らの所属校で勤務させ、午後に小二普免取得単位を取らせに大学⁽⁶⁾へ通わすと

いうものだった。さらには、教員採用試験を県外の国立大学にて実施し、県外からの人材採用も行われていた。

これらの政策は、各団体ともいずれにせよ応急処置的なもので到底間に合うものではなく、県外からの採用予定者も地元での就職が決まると辞退する者、採用後でも東京への転出や出身地への帰郷者も毎年あり、県内にて恒久的に教員を養成させるべきと主張している。こうしたことから、9団体は同42年7月に神奈川県教員養成問題研究協議会を結成し、先行する事例や制度的側面などについての研究を進めた。さらに同44年9月には、教員養成大学設立運動を推進していく団体名として、神奈川県教員養成大学設立促進協議会(仮称)を用いることにし、同月に「神奈川県教員養成大学設立促進について」⁽⁷⁾をまとめた。同書によれば、当時は国立大とするか、県立大とするかで意見もわかれていたようで、両者の主張が記されている。

同書の第二章には、国立大推進派が戦後の学制改革において、旧制の師範学校が国立新制大学へ移行されたことを制度的根拠とし、さらに追い風となったのは横浜国立大学教育学部があるのだから不要という反対意見に対し、同40年に国立東北大学教育学部と並立して国立宮城教育大学が新設された事例であったことが記される。

同じく第三章で県立大派が神奈川県の教育は同県民の手で行うべき、国立大教育学部と県立教員養成大学の並立は他県でもみられること、特にあと押しになったのは当時の津田文吾県知事が市町村長会で「必要とあれば県立大学を新設するくらいの経費は捻出できる」という発言であったことなどが記されている。

またもう一つ注目されるのが、第四章「旧制師範教育への批判について」である。ここでは、神奈川県教員養成大学設立促進協議会(仮称)の教育大学新設運動に対し、旧制師範教育の復活、日本を戦争に駆り立て敗戦に導いた教育の復活だとの批判があることを記している。詳細は後述するが、他の国立大学設立動向に対しても同批判が全国的に展開されており、根深い事情が介在する。こうした批判がのちに、国立神奈川教育大学設立運動を鈍化させる

遠因ともなっていく。

同45年5月、中央教育審議会が文部大臣の諮問「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」に対する中間報告を出した。ここで教員養成問題が大きく取り上げられ、次第と国立の新しい教員養成大学構想が形を整え始めることとなった。これを受け、神奈川県教員養成問題研究協議会は国立教員養成大学誘致を目指し、組織を強化するため同46年1月、新たに関係8団体⁽⁸⁾を招請して「国立神奈川教育大学(仮称)設置促進期成会」を発足させた。

ちなみに故葛野氏は、昭和48年に期成会3代目の会長に就き、同55年の同会解散まで務めた。

2. 期成会の運動

期成会が発足して真っ先に手がけたのが、昭和46(1971)年1月付の「教員養成大学設立(要望)」⁽⁹⁾の作成であった。この中で教員養成大学の早期設立を必要とする理由について記されるが、要約すると神奈川県では毎年20万人以上の人口増加が続いており、このままだと同50年には県人口が600万人となる見込みで、その時点での必要な新設小学校数は145校となる見通しである。これに基づき、退職教員数も考慮すると必要新規採用教員は2,000名となり、全国の小学校教員養成総数の10%ほどとなる。他県からの採用、あるいは中・高教員からのくらし替えといった応急処置的な政策ではもちろん、横浜国立大学教育学部の養成キャパでも充足できない、といったものである。ここから資質の高い教員養成と教員数の確保という、需給バランスの円滑化を目標に、国立神奈川教育大学設立運動へと動き出すこととなる。

同47年2月21日、県知事津田文吾が当時の文部大臣高見三郎宛てに「教員養成大学の設置について(要望)」という要望書を提出している⁽¹⁰⁾。県知事の津田は前述のように、国立神奈川教育大学の設立には前向きだったようで、同48年2月にかけて数回要望書を文部大臣宛てに提出している。同年3月には文部省が国立新構想教員養成大学設置候補地を具体的に絞り込んでいると

の情報を得た期成会は、同年11月6日秦野商工会議所にて地元選出の参議院議員内藤誉三郎と面談し、状況の説明を受けている⁽¹¹⁾。それによると同49年度に設立認可されるのは2校で、候補として高田市、鳴門市、会津若松市、神奈川県の4か所があがっているという。実は期成会が結成された同46年ごろは、新潟、福島、徳島、兵庫各県がすでに国立教員養成大学の誘致に動き出していて、神奈川県は後れをとっていた感があったが、内藤議員との面談によれば、この時点で神奈川県は候補に入り込んでいたようである⁽¹²⁾。ただし、同議員の説明によれば、高田市は市長が熱心で高田師範学校系が中心に動いている、鳴門市は市が中心となって動き、設立地も国立大学の要件である風光明媚、山紫水明の静かな土地で最有力である、会津若松市は磐梯山麓に土地を用意し、市の教員らが中心となり地元国会議員を総動員しているとのことであった。神奈川県の評価としては低調と記されるのみで、同議員の意見として、市街地でなく自然環境のよいところを選べ、県が熱心でなければならぬが、そうでなければ地元が熱心にやれ、知事は土地を探せ、丹沢に県有地がある、三浦半島でもよい、要は熱意の問題だと述べ、現段階で神奈川県は余り有力でないと結んでいる。

ここで土地の問題が出てくるが、期成会および県にとってもっとも困難だったのが、国の定める国立大学設置の要件に土地面積が10万坪以上としていることである。当初の予定地は国府実修学校跡地約5万坪で、どうしても県はこの10万坪の土地が用意できないのであった。期成会はさっそく同48年11月13日に葛野会長らが県知事と教育長に陳情のため面会している。そこで知事は自ら地元選出の河野洋平政務次官(当時)と接触し、そのうえで感触があれば期成会が直接働きかけるようにと指示している⁽¹³⁾。

もう一つ大きな問題だったのが同月、文部省は最終候補決定に向け各県から事情聴取を行い、神奈川県は同月21日に教育長が出向し行われているのだが、この時の要旨「国立神奈川教育大学設置促進期成会記録(県教育長との話し合い議事録)」⁽¹⁴⁾によれば、土地の購入費が県負担となっていたことであった。期成会はもともと国立大学の土地購入だから、国が負担するものと考え

ていたようである。しかし、のちの同51年6月に、当時自民党文教調査部会長だった内藤誉三郎議員から、「県に用地費を負担してもらおうと決めているわけではない」との指導を受けることになるのだが、同48年11月時点では県も期成会も購入費は全面県負担と解釈していたようである⁽¹⁵⁾。土地に関してはこの2点、国立大学設置要件である10万坪以上の土地と、その購入費全面負担が大きな足かせとなり、のちに期成会も「県当局に強く要請することを控えざるを得なかったのは、用地費までを県に負担させざるを得ないという点であった」と記している⁽¹⁶⁾。

なお、同49年8月に県教育長の意見として、相模原市内の米軍施設用地の返還を求め、そこを予定地としてはどうかと打診されているが、在日米軍当局も含め広範な政治折衝が必要となり、期成会としては目途がつくまでに時間がかかると考え躊躇したようである。

期成会は、この年の後半から同50年にかけて、主に政治家との折衝に当たったようである。特筆されるのは、同50年3月26日に衆議院議員会館にて期成会と河野洋平衆議院議員との話し合いの場が実現したことであった。おそらく県知事の仲介があったと思われるが、公文書にも期成会側にもそのあたりの資料は残っていない。この話し合いの記録によれば⁽¹⁷⁾、河野議員は国の基本姿勢は日教組の影響の少ない閑静な恵まれた環境での教員養成であるべきで、全国的視野から教員需要に対処する。ただし東京・大阪は除外するというものであった。そのうえで、同議員は用地問題が絶望的としながらも、その後積極的に県は動いてない、大学誘致は今から運動しても具体化するのには数年先となるので、それを見越して地道な活動をしてはどうか、県立で設立するという案はどうか、河野議員自身も選挙公約の一つなので十分努力するなど述べている。県立案については、当面高校建設で手いっぱいである実情を伝えたという。このうち同議員が、神奈川教育大学の設立に関しては選挙公約だったと述べており、同議員も期成会の運動に対し支持していたことがうかがえる。

こののち、土地問題に関しては同51年に伊勢原市内に10万坪余の有力な土

地が見つかり、話を進めていたのだが、文部省が動かず国へのはたらきかけが思うように進展しなかったようである。さらに同53年5月に入り、今度は厚木市内に日本宅地開発公団所有の土地に建設する、医療学園都市「厚木パークシティ（仮称）」計画にある教育研究施設誘致名目の土地が用意されていることを知り、同公団・厚木市の協力を得てここに国立神奈川教育大学設立の計画を進めていくこととなる。公団所有地のため、先行取得する必要もなくなった。

3. 日教組からの批判と期成会の解散

大学用地の問題により、期成会と県の動きが少し鈍くなって来たところへ追い打ちをかけるように、新たな問題が浮上してくる。それが日本教職員組合(日教組)による国立大学誘致運動全般に対する批判である。これについては、『葛野重雄氏旧蔵資料』は詳しい事情が記されず、期成会内で特に議論された様子はいかかえず、そういった批判があるといった程度にしかあらわれない。期成会としてはそれよりも、土地問題の解決の方が優先課題と考えられていたのかもしれないが、前述の河野議員の談話にもあるように、「国の基本姿勢は日教組の影響の少ない閑静な恵まれた環境」に国立大学を建設したいというのは、この問題に示唆をあたえるものであろう⁽¹⁸⁾。

先にも少しふれたように、すでに昭和44(1969)年時点で旧制師範教育への批判があったことが報告されているが、より具体化してくるのが同53年である。この年の4月12日、衆議院文教委員会にて社会党所属衆議院議員小川仁一委員が上越・兵庫教育大学の設立に関して、次のような質問をした⁽¹⁹⁾。「この教員大学構想の一つの考え方の中に、私は非常に危険な考え方があるのではないかと思いますので(略)国が費用を出して学校をつくり、しかも入学試験を行い、入っている学生は公務員身分、賃金をもらう、こういう大学は教員大学と防衛大学、この二つだと感じます。(略)かつての師範学校と士官学校を思い出すわけでありまして。(略)どちらも国から費用をもらいまして、しかも目的意識的に、それぞれの職業についている人たちのリーダーをつく

り出す、国家目的の遂行のために研修を行う、こういうかつての師範学校、士官学校という形態を、今回の防衛大学と教員大学大学院とが、あの時代の状態を再現している。強いて言えば、昔は士官学校とって、はっきりと軍の指導者をつくり出す、そのものの目的の名称をつけておりましたが、これが現在は防衛大学というかっこうで、そのものを目的にするような形にはなっていないけれども、教員大学の方は明確に、教育大学とか学芸という名称を捨てて教員大学大学院、こういうかっこうでエリート指導者層をつくり出すという体をあらわした名称をつけております。(略)今回の教員大学、防衛大学、師範学校、士官学校、二重写しになって私の印象の中へ迫ってまいります。何かしら、歴史の逆行であり、同時に国家目的の遂行のために特別エリートをつくり出す一つの意図、そういうものが存在する感じがするわけでございます。」

当初教員大学という名称を用いていたが、のちに教育大学にあらためることとなる。批判の焦点は新しい国立教育大学は、教員に育てることが目的の大学で、学生(おそらく大学院生のことを指していると思われる)には国費から給与が支払われ、卒業すれば教員の道に進むこととなり、確実に教員数の確保につながるしくみではあるが、これがかつての師範学校と同じ体制で、目的だという点である。この目的的という批判には、教育学部は教員養成のための学部ではなく、開放的であるべき、旧師範制度はその意味で閉鎖的だというニュアンスが含まれている。

これに対して、砂田重民国务大臣は、教員大学は学部の大学で、入学する学生たちには給与の支給はない。教員大学の大学院に入ってくる、大学院定数の三分の二ほどは現職の教員と考えており、それは確かに給与を受け取るが、国が支給するものではなく、それぞれの都道府県が現職教員としての待遇をそのまま続けていくというものだと答弁している。

小川議員は、大学院生のことを指摘したのだろうが、砂田大臣には学部生のことには聞こえてしまったのかもしれない。要は学部生は他の大学と同じで授業料を払って受講することになるのだが、大学院には定員の2/3ほどが各

都道府県の現役教師が質的向上を目的に入ると予想され、それらは教員としての待遇のままであると言っている。

ちなみに国立神奈川教育大学の構想も、上記の上越・兵庫教育大学に準じたものであった。

以上のやりとりが文教審の中で行われたことの意味は、意外に大きいものだったようである。同年6月21日に大学設立用地について、厚木市長・同助役と期成会の会合がもたれ、その要点録⁽²⁰⁾によれば、教育大学設立にともなう問題点として、「教職員組合の反対運動(旧師範学校復活等の批判)」をあげている。こうした経緯からすれば、旧制師範学校への批判は各地の教職員組合から起こり、日教組へと拡大していったと考えられる⁽²¹⁾。

期成会も厚木市内に用地の目途が立ちつつあった矢先、日教組の批判が活発化してから活動が鈍化していき、国立神奈川教育大学設立のタイミングが遅れ、期成会の運動に対する周囲の熱も冷めてきた感が否めなくなってきた。

同55年3月11日、県の管理部長・教育長と期成会との話合いがもたれたが、その要旨によれば⁽²²⁾、①県としては、新教育大学誘致運動について今後どうすべきか判断しかねている ②本来大学誘致は単に教員不足という需給関係からのみ考えるものではない ③現状では文部省への働きかけは時期尚早、文部省もこれ以上の増設は望んでないようだ ④大学誘致は県が主導するのではなく、県民運動として盛りあげるべき ⑤文部省が今推進しようとしている「新構想教員養成大学」は、そもそも望ましいものなのかどうかの評価がまだ決まっていない ⑥期成会は旧師範学校卒業生が集まり、師範制度の復活を願って運動しているのではないかと批判がある、というものであった。そして最後に、⑦教育委員会から、新教育大学設置促進運動をする会でいくのか、教員不足の警鐘を打つ集まりとするのか意見の分かれるところで、期成会を教員養成問題も含めた教育全般の問題を研究協議する会にするのが現段階ではよいのではないかと勧められる。実質上、県は期成会に始末のつけ方を指示したものであろう。

私文書の評価と課題について

日教組の批判は、文部省の国立大学設置の方針にある程度の修正は迫ったのであろうが、これを受けて実質的に県も収束化に向かおうとしている。この県教委と期成会の話し合いを踏まえ、同年4月30日の役員・理事会にて期成会を発展的に解散して、新たに教員養成問題を含め教育全般の問題を研究討議することなどを目的とする会をつくることを確認、同年6月4日の総会にてこれを決議した⁽²³⁾。期成会は同年8月31日をもって解散し、所有する財産については積算委員会を構成して残務処理にあたること、その構成員は期成会会長・副会長・監事とすることを宣言した⁽²⁴⁾。

おわりに

以上、国立神奈川教育大学設置運動のあらましを概観してみたが、『葛野重雄氏旧蔵資料』が冒頭でも述べたように、私文書としての特性をよく保持していることがわかったかと思う。この資料の内容が、きわめて公的な性格をもっていながら、国立神奈川教育大学の設立運動が挫折したこともあり、ほとんど公文書が作成されることはなく、それゆえに期成会の活動の軌跡が公的には何も残らないのである。この点で、私文書の重要性が際立つのである。もちろん公文書ではない分、私的資料としてその内容や記述の判読にあたっては、留意しつつ検討することは必要であろう。

しかし、本資料群のように神奈川国立教育大学設立運動の実態に関する詳細な記録を、細かなものまで全体的に伝え残してきた資料はほかになく、現在その事実関係自体も記憶からうすれてきていることを勘案すれば、特に神奈川県にとっては非常に貴重な資料であるといえる。

こうしてみると私文書の重要さと同時に、さらに現状の課題が気になる。冒頭にあげた3点の問題関心のうち③の文書の保管にかかる問題は、どの地域社会、文書館、史料館、博物館でも抱えている問題であり、保管場所や設備についてはすぐに解決できるものではないと思われる。おそらく何年も前から各館では議論されてきたのではないだろうか。現状を考えると、筆者としては個人所蔵の私文書(古文書)は、所蔵者本人において保管してもらいし

かないものとする。

ここで重要な問題といえるのは、ただ個人に保管を任せるのではなく、その家の歴史にとって、また財産として大切なものであることを認識してもらうことであろう。例えば文書目録の作成は、そもそもの目的であろうから、それ以外の部分で文書群の概要や、特に主要と思われる文書などの翻刻と解説、わかる範囲で家の経歴・系譜など、詳細なものでなくてよいので、簡単な報告書としてまとめ、その家の記録がどういう内容で、どのような意義をもっているのかを専門家として、所蔵者に対し記録として伝えていかなければならないだろう。そのうえでどうしても個人では保管できない状況となった場合に、受け入れの対応について考えなければならない。まずは所蔵者自身が保管していくことを前提に、我々としてどのようなことができるのか、議論を深めていくことが大切であろう。

【注】

- (1) この点について呉屋美奈子・富永一也「公文書館における私文書の収集と整理：実践と課題」（『沖縄県公文書館研究紀要』第9号 2007年）では、アーキビストの実務的側面から検討している。本稿は私文書所蔵者側の視点も考慮したいと考える。なお、沖縄に関わる私文書を含んだ「地域資料」について、そもそも公文書館においてなぜ扱うのかという「理念的・現実的な問題」を収集基準・選別基準の改訂に結実させることができずに業務を後任に引き継ぎ云々の一文は印象的で、筆者も重要な課題として議論の必要性を感じている。

また、公文書館における古文書の位置づけと取り扱い、その課題点については、新井浩文『文書館の仕事 アーキビストと史料保存』（吉川弘文館 2024年）の第I部で詳細に検討されている。このなかで、同氏が「古文書の将来は、所蔵者の意向にすべて委ねられているという現状」に筆者も共感しているものである。

- (2) かつて筆者が滋賀県内の博物館・自治体史編纂に従事していたころの

古文書調査で、若い世帯でも家の建替えや引っ越しに際して古文書を守ってきた家と、処分してしまった家とで決定的な違いがあった。前者については、父や母から、あるいは祖父母から「これは大切なものなんだよ」といったことを聞いていた、あるいは大事そうに扱っていたのを見ていたから(中身はわからないが、何となく)処分せずに残した、といったような理由がたびたび聞かれた。一方の後者では、親からは何も聞いていなかったから、ゴミのようなものと思って処分した、というような話も散見された。こうした家の古い記録や、伝承、伝統的な行事などといったものは、家庭内での日ごろの会話の中で自然と伝えられてきたものなのかもしれない。家族の形態や家庭環境が大きく変貌した現在、その家の歴史やその資料を、どのように伝えて残していくのかということが課題であろう。

- (3) 以下、特にことわらない限り同資料から引用する。
- (4) このへんの経緯については、「国立神奈川教育大学(仮称)設置促進運動—まとめ—」(ID:2202004668)に詳しい。本資料は期成会が解散するにあたって、総まとめとして発行されたものである。また、後半に関連資料も掲載しているので、利便性の高い資料となっている。以下これを参考に発足の経緯を概略する。
- (5) 神奈川県都市教育長協議会、同町村教育長会、同公立小学校長会、同公立中学校長会、同県立高等学校長会、同市立高等学校長会、同特殊学校長会、神奈川県友松会、神奈川県教友会(旧青年師範、教員養成所の同窓会)
- (6) 最初横浜国大へ委託するも翌年度は断られ、京浜女子大学へ委託、さらに昭和45年度からは明星大学通信教育学部にも委託。
- (7) ID:2202004511、県への要望書案として作成されたもの。
- (8) 神奈川県都市教育委員会協議会、同町村教育委員長連絡協議会、同連合退職校長会(小・中・高)、同教育問題研究協議会(県立高等学校退職校長会の一組織)、同PTA協議会、横浜市PTA連絡協議会、神奈川県立高

校PTA連絡協議会、同市立高校PTA連絡協議会

- (9) ID:2202004515、これは内部資料として作成されたようだが、これを
もとに県や国への陳情書を作成したものと思われる。
- (10) ID:2202004623
- (11) 「国立神奈川教育大学設置促進期成会記録」(ID:2202004546)
- (12) 翌昭和49年1月の文部広報には兵庫県に準備費が、新潟と徳島に調査
費が予算計上されたことが報じられており、神奈川県は候補からはずれ
たらしい。これを機に、同49年度の設立運動をあきらめ、二次募集分
に向けて運動を展開することとなる。ちなみに最終的にこの2校は、兵庫
教育大学と上越教育大学として開設されている。
- (13) 注(11)に同じ。
- (14) ID:2202004548
- (15) 注(4)資料によれば、昭和53年7月になって、用地は「地元で先行取得
してもらい、後に国が買上げる」、校地内への取付道路建設・下水道整
備は1/3が国庫補助、造成事業は国庫負担などという具体的方針がはっ
きりしたと記されている。こうしたことからすれば、土地の購入等の負
担については、当初国の方針がはっきりと定まっておらず、そのあたり
から期成会・神奈川県との間で行き違いが起きたのかもしれない。
- (16) 注(4)に同じ。
- (17) 「国立神奈川教育大学設置促進期成会理事役員会(次第・資料)」
(ID:2202004570)
- (18) 高木加奈絵「日本教職員組合の対立軸を再考する—第一回教研大会に
おける「研究型」教師と「組合型」教師に着目して—」(『東京大学大学院教
育学研究科教育行政学論叢 第34号』2014年)参照。日教組自体は、昭
和22年に全日本教員組合協議会(全教協)、教員組合全国連盟(教全連)、
大学専門学校教職員組合協議会によって結成されるが、全教協は共産党
系の全日本産業別労働組合会議に、教全連は社会党系の日本労働組合総
同盟にそれぞれ加盟しており、自民党政権とだけでなく、そもそも日教

組内においても党派的对立性を内包していた。

(19) 「新教育大学関係資料(上越・兵庫教育大 第八十四回国会衆議院文教委員会会議録第九号～第十五号、同参議院文教委員会会議録第八号～第十四号)」(ID: 2202004628)のうち第八十四回国会衆議院文教委員会会議録第十三号。なお小川議員(1918～2002年)は、出身地岩手県で岩手師範学校卒業後、小学校教諭を経て、岩手県教職員組合委員長を勤めた経歴がある。

(20) 「資料日本宅地開発公団所有地に新教育大学を誘致する可能性について」(ID: 2202004619)

(21) これについて少し補足しておきたい。向山浩子「師範教育批判の考察—教育行政論への一視覚—」(『東京大学教育学部紀要 第13巻』1974年)によれば、旧制師範学校への批判は、すでに戦前からあった。これは大学の教育学者の立場からの批判で、例えば専門的な教育学・教授法だけでなく、国数理などの専門もしっかり身につけておくことが、質の高い教員の基礎となるとか、現代教育では学習者の自発性を育てることが求められており、教員側も自発的研究を体験した者でないと指導ができない(研究者が教員にふさわしい)といった、アカデミズム優位の姿勢をとっている。

これに対して師範教育の立場からは、教職関係の学科を軽視しているとか、教授法や教育学を中心としたプロフェッショナリズム優位の教員養成論で対抗している。

戦後の新制では、教員は研究者タイプが望ましいとのGHQの指導もあり、アカデミズム派が優位的となり、旧師範学校卒業生を基底とするプロフェッショナリズム派両者の対立はさらに深まっていったといえる。日教組の批判も、こうした歴史的経緯が底流にあり、なされたものと考えられる。

(22) 「活動報告及び県との話し合い要旨」(ID: 2202004648)

(23) 「国立神奈川教育大学設置促進期成会理事会(次第・資料)」(ID:

2202004652)

(24) 「国立神奈川教育大学設置促進期成会解散に関する件(資料)」(ID :

2202004653)